

平成28年度

名取市消防団活性化計画

(平成26年～平成28年)

名取市

目 次

1	消防団を取り巻く問題点と課題	1
2	消防団に期待される役割とその将来像	1
3	消防団活性化の基本構想	2
4	消防団活性化対策	3
	(1) 新たな任務のための訓練・研修	
	(2) 新たな任務のための組織	
	(3) 新たな任務のための施設・装備	
	(4) 新たな任務のための待遇	
	(5) 新たな任務の住民への浸透	
5	消防団の再生を期して	6
6	消防団活性化事業計画	7
	【参考】活性化事業実績	10
	[現況資料編]	17
1	名取市の概要	
2	消防団の現況	
	(1) 名取市消防団の沿革	
	(2) 名取市消防団の組織の概要	
	(3) 消防団員の推移	
	(4) 消防団員の年齢構成	
	(5) 消防機械等の保有状況	
	(6) 消防団の出場状況	
	(7) 消防団の活動状況と特徴	
	(8) 消防団員の処遇状況	
3	常備消防の現況	

1 消防団を取り巻く諸問題点と課題 ～消防団の「必要性の低下」

消防団活動の活性化が唱えられるようになって久しいが全国的に消防団員数は年々減少し、後継者がいない状況が続いており、消防団員の高齢化が一段と進んでいる。

本市においても欠員数は徐々に増加しており、後継者不足が深刻である。また、団員のサラリーマン化が進み、日中の参集率は極めて低く、さらに新興団地も拡大して消防団の空白地帯も増えている。

さて、これらの原因を探ってみると、端的に言えば「必要性の低下」すなわち消火活動の中心は常備消防に移り、消防団の消火活動が少なくなったことが指摘される。

必要性の低下という誤解を招くが、消防団活動をしようという基本的な動機が無くなってきたという意味である。

消防団は歴史的に言えば、消防本部、消防署が発足する前から主に消火活動を担ってきた。当時は火災件数も多く、被害も大きかったためその任務はきわめて重要な社会的位置をもっていたが、常備消防の充実が図られてきた中で、その主要な任務は常備消防に移り、消防団はその援助又は残火処理、後始末といったものに縮小してきた。消防団が火災現場に出場したときは既に常備消防が消火中であり、消火活動をする機会は少ないというのが現状であり、また、事故や救急で活動する機会もほとんど無い。そのような中で、消火活動のみを主要な任務としてきた消防団の必要性が低下してくるのは必然である。

このことは、まず第一に消防団員の目的意識の低下として現れる。必要性の低下の中で「崇高なボランティア精神」を褒め称えても消防団の低迷が解消されないのは当然といえる。消防団の必要性の自覚と自負が無いところにその組織の活性化などあり得ないからである。

そして、従来の役割への目的意識の低下は、従来の組織、訓練のあり方に対する団員の不満、不信となって現れる、より実践的な訓練を求める声、実際に使わない形式的訓練への反発の声は多く聞かれるようになってきている。

第二に必要性の低下は、市民の意識の中においても消防団の存在感が失われてくる結果となる。

その結果としては当然にして職場等の理解も得られなくなる。いまや後述するように団員の職種は多様化し、サラリーマン化している中で、企業の理解を得られないことは消防団活動にとって致命的である。さらに、消防団員のなり手不足、新興団地における未組織化など組織衰退の現象も生じてくる。

このような必要性の低下に拍車をかけているのが、旧来の共同体意識の崩壊、相隣関係の希薄化そして、職業構造の変化によるサラリーマン化などである。

消防団の任務が旧来の消火活動のみであるとすれば、象徴的なあのハッピー姿とともに、時代の変遷の中で消防団は、徐々に消滅する運命にあるといえる。これはいかに手を尽くしても無駄であろう。

しかし、我々は今、現代社会の特徴ともいべき高齢化や都市型災害といった新たな課題に直面している。そのような中で常備消防機関とは異なる消防団の役割が新たに生まれてくると考える。

2 消防団に期待される役割とその将来像 ～消防団の新たな任務

我々は今、科学技術への過信を反省し、自然の力の大きさと、高度に発達した社会の脆弱さを認識しつつある。常に、襲いかかる危機は人間の予想を超え、想像を超えて、まさかという事態が発生し、これを完全に防止することが不可能であることは、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件、エボラ出血熱など新たな感染症等々多くの事故、事件、病気、自然災害が教えてくれている。まさかの事態が発生した時、その被害を最小限に食い止めるためには、まず第一に、身近にいる人同士が助け合うことが最も重要であることが認識されつつある。

常備消防機関はプロフェッショナルとして、最新、最高の知識と技術をもって災害を防ぐが、常

備消防が手を掛けるまでの間、或いは手がまわらない事態における身近な人の対応が人命救助、生活環境保全の成否に関ることになるのである。常備消防の補助的役割から脱皮し、常備消防との役割分担を明確にしなければならない。

大規模災害では消防職員は手がまわらない、急病、事故では消防職員の現場到着まで空白時間がある、そのような時、まさしく地域住民による組織である消防団の新たな任務が見えてくる。

現在、消防団に期待される役割は次の点に集約される。

(1) 顔の見える防災担当者～身近な人は頼りがいがある。

消防団員の重要性は、自らが地域に根ざした人間であることにある。普段の人間関係の中でどこに誰が住んでいて、どのような状況にあるのかを把握することができる。災害発生時にこの情報は極めて重要であり、人命救助のためにまず何が必要かを的確に判断し、住民に信頼感と安心感を与えられる防災担当者が必要なのである。

(2) 大規模災害発生時の対応～地元にいる消防担当者がたくさん必要

大規模災害は同時多発で、常備消防機関の手がまわらなくなるとともに、途中の道路事情で現場到着さえ困難になる。その時、その地域において消防活動を担う人がいなければ、誰が地域住民を守ることができるだろうか。

(3) 身近にいる人の応急処置～倒れてすぐの救命処置が命を救う

人が倒れた時、いかに早く救命処置を実施できるかが救命を左右する。救急隊員の到着までの数分の空白に、何をしたらかが救命率に大きく寄与し、予後を決定的に決定するといっても過言ではない。消防団員を中心にして応急手当の習得、普及を図ることが重要である。

これらの役割が理解され、それを担う消防団の必要性が多くの人に理解されたとき、消防団員のなり手がいない、活動への参加者がいないといった問題は自ずと解消されていくであろう。

3 消防団活性化の基本構想 ～消防団員として自覚と自負

2 で述べてきたことから、消防団活性化の基本対策とは、消防団の新たな任務の明確化と地域住民への理解、浸透であり、そのことへの消防団員の自覚と自らの任務への自負を持たせることである。

もちろん、住民の生命の安全と生活を守るという基本は変わるわけではない。しかし、その具体的任務や考えは大きく変わっていくものである。

(1) 消防団の任務の明確化

- ◎ 地域防災のリーダーとして大災害時等の任務を十分に把握する。
- ◎ 地域の災害弱者を把握し、災害の発生予防を指導する。災害時には避難を援助する。
- ◎ 傷病者の応急手当を行うとともに応急手当を指導する。
- ◎ 大規模災害時は消火活動、家屋倒壊などからの人命救助を行う。
- ◎ 地域の災害情報を収集し、災害対策本部へ速やかに報告する。

地域住民がこの消防団の新たな任務を十分に理解し援助することを踏まえて、消防団員はこの新たな任務への自覚を高め、自らを含めた近隣の人たちを守る自負をもっていかなければならない。

(2) 組織の効率的・自主的運営

そのうえで、上意下達ではなく、「消防団の運営は自らの手で」を合言葉に、各構成員の自発性を重んじた組織運営を行っていくことが不可欠である。

(3) 効率的・実質的訓練

社会構造の変化等から、消防団活動に割ける時間は減少しており、訓練等の効率化が不可欠である。従来の訓練の抜本的見直しを図り、団員の拘束日数、時間数を軽減し、実質的、効率的な訓練を実施する必要がある。

4 消防団活性化対策 ～新たな任務のため

(1) 新たな任務のための訓練・研修

① 普通救命講習、普及員講習

救急高度化事業の中で、救急隊到着前の応急処置普及の先頭に消防団員を位置付け、全団員の救命講習受講を実施する。また、より積極的に普及も行えるよう、普及員講習も進める。

② 地域防災計画等の勉強会

団員レベルに大規模災害時の団員の任務を理解し、有事に対応できるよう防災計画や大規模災害時活動マニュアルなどの日常的な勉強会を開催する。開催にあたっては必要に応じて各単単位毎に地元開催も実施する。

③ 災害弱者の把握と救出法の習得

本部からの情報提供はプライバシーもあり、行えないが自らの地域の人間関係の中で把握してもらい、有事の救出法などの検討を団員の任務として明確に位置付ける。

④ ポンプ操法の習得と一般火災時活動マニュアルの策定

従来からの任務ではあるが、大規模災害時などにおける消防団ポンプの重要性を認識し、実践的訓練を行う。また、消防団の活動の必要性が低下している一般火災時の消防団の対応の仕方についてもマニュアル作成を行う。

⑤ 一般団員の教養・交流

副分団長以上の幹部は他の分団の幹部を分かっているが、それ以下の階級の人たちの交流の場は設けられていないので、お互いの情報交換、コミュニケーションの場が必要である。また若手団員の他市消防団との交流・視察も進める。

⑥ 訓練・研修のあり方見直し

生業の傍ら消防業務に従事する消防団員の実情にかんがみ、形式にこだわることなく、真に実用性が高いものをきめ細かく部単位、分団単位など団員の都合に合わせ易い形で訓練体制を構築する必要がある。出初式など(5)で述べる消防団の宣伝広報のために実施する行事と明確に区別し、従来の連合演習、礼式訓練、操法指導会など抜本的に見直しを行う。

⑦ 必要な資格の取得と団員の技能等の活用

団員活動に役立ち、また、個人としても有用な資格取得講習の受講及び資格取得を進める。特に消防団員の監督的立場(班長以上)に3年以上在籍すると取得できる防火管理者、平成14年4月より普通教育等を受講し5年以上の団歴のある人に科目免除が認められる危険物取扱者ヘルパーなどを積極的に進め消防団員になればそのような資格が取れると言うことをアピールする。一方で消防団員はさまざまな職業の人々の集まりであり、電気工事、水道工事、特殊免許等災害時にも有用な職能を身につけている団員も多い。団員のこのような知識、技能、資格を積極的に活用する。

(2) 新たな任務のための組織

① 自主的運営のための団本部の強化と消防事業企画運営部会の設置

幹部会議のもとに名取市消防団事業企画運営部会を設け、行事の企画立案を行い幹部会で意思決定後その実行を行い消防本部事務局に頼らない企画、実行部隊を目指す。

さらに、団本部を強化し本部付幹部や団員を置き、実行委員会の総括から行事の進行、受付等庶務的事項を担う。

② 女性団員の活用～査察／広報／指導に活躍

現在女性消防団員により実施されている高齢者宅防火訪問も、高齢化社会の進展に伴い、さらに重要性を増すものと考えられるが、消防団員の予防活動強化等消防団の平常時の存在意義を高める視点から、予防査察のほか応急手当普及員の活動や住民への広報活動、幼少年に対する防火指導など活躍の分野を拡大する。また、予防査察等に必要な車両の整備を行った。

③ 情報担当員の配置と連絡網の整備

大災害時の状況把握のため、あらかじめ団員の中に情報担当員をおき、本部との連絡体制を整備して、各地区の災害発生状況を発信してもらい、本部が的確な情報把握を行えるようにするとともに、全体状況や救援情報など担当員を通じて伝達する。また、本部から団員への連絡体制として、通常時多様な生活をしている団員の状況に対応するべく、どこにいても一斉通知を可能とする携帯電話を用いたEメールを配信できるよう、全団員のEメールアドレス登録の促進を図る。

④ 消防団員のいない地区への対応 ～自衛消防の育成が第一歩

どのような地区においても、消防団の役割を考えた時、不必要ということはありません。むしろ、消防団組織の無いところは、大きな防災上の不備を抱えた地区といえる。ただし、新興団地においては地区の在り方が旧来の地区と異なっていることも事実であって、従来の消防団の存在形態をそのまま取り入れることは至難である。

当面、これらの地区における防災を考える場合、消防団の存在基盤は地域共同体にあり、自信が住民であることが基本であることを踏まえ、自衛的意識形成から進めるということから、まずは消防団への入団促進そして住民の自衛組織である自治会、町内会のなかで議論を深めていただき、その組織の一部として防災班を組織し、そこに対し物と知恵を供給する、具体的には軽可搬ポンプ、簡易救助資機材程度の配置をし、その取扱い訓練を実施していくことにより、住民による自主防災、自衛消防といった形を充実させる。もちろん、大半の男性が勤めで日中いないという場合には、比較的地元にいることが多い女性を中心に発足するなど地域の実情に応じて進める。その地区を担当する近隣の消防団は、この自主防災組織と連携し、団員がアドバイザー的役割を果たすことにより地区住民との交流を深め消防団の理解を促進する。

⑤ 組織体制の見直し

一概に年功序列的組織を否定できないが、組織の活性化のために、幹部人事の透明性の確保、消防団員の推薦の実質化などにより、消防団員の意思が反映され、やる気の出る組織運営を目指す。具体的には幹部の再任禁止、定年制導入、団長選任にあたっての公選制などの検討を行い実行に移している。

組織・活動拠点の再配置

現在の消防団員の配置は、名取町以前のを引き継いでいる。現在の名取市はかなり変貌しており、人口及び地勢を勘案して再編、再配置を検討する必要がある。市街地の進展に見合った活動拠点の配置変更や、市街地内の分割見直しにより部の統廃合を進める。

(3) 新たな任務のための施設・装備

① 拠点施設の整備

消防団活動の地域の拠点となる積載車庫と消防団員詰所の整備を進める。現在、地元で建設した詰所、地域の集会所を利用しているものと市で建設した詰所とが混在しており、市の施設以外のものについて維持経費などを含め今後の市での対応をしていく。

② 簡易救助器具の整備

阪神淡路大震災の際、最も有効に人命救助に役立った機材がノコギリ、バールといったありふれた資機材であった教訓を踏まえ、家屋倒壊などに備えてノコギリ、バール、チェーンソーなど有効な資機材を消防団員を先頭に地区住民も利用できるように各地区消防団拠点施設に配備し、有事に備える。

③ 救急・救護用品の整備

大規模災害時の応急手当に対応するため、応急処置を習得した消防団員が使えるように応急処置用品や担架などの救護用品を消防団拠点施設に備蓄する。

④ 消防団のイメージを一新する活動しやすい被服の貸与

古いイメージを一新し、新たな任務を持った消防団として相応しく、活動しやすい被服を貸与する。イメージは視覚からくるものが大である。はっぴの現場における機能性、有用性も否定できないが、消防団のトレードマークとしては現代にマッチした服装を支給する。

平成13年3月に消防団員の服制の一部改正が行われ、新しいデザインの被服が定められたので、これの整備を年次的に実施してきた。

⑤ 安全装備品の整備

現場の消防団員から安全装備品の要望は強い。団員数も多いことから経費的にも困難を伴うが、消防団員が安心して活動できるような装備については十分な吟味を行い、その活動内容に応じた品目を支給する。

(4) 新たな任務のための待遇

① 費用弁償の支給対象の拡大と増額

実行委員会など新たに幹部以外の団員による会議等を行うようにするため費用弁償の支給範囲拡大を検討する。(現在副分団長まで)

② 出動手当の増額

非常勤という消防団員の性格に鑑み、活動した際の手当は正職に従事したのものと見合うようものでなければならず、額の引き上げを検討する。

③ 応急手当習得者の表示

応急手当を消防団員の任務として明確に位置付け、講習受講を進め、また応急処置をしなければならないという意識を与えるために講習受講者にはそのことが分かる表示等を検討する。

(5) 新たな任務の住民への浸透

① 市広報誌等による宣伝

消防団の新たな役割を市広報誌等をはじめとしてあらゆるメディアを利用して広報宣伝する。

② 消防団行事への一般市民の見学・参加

消防団行事へ来賓だけでなく、一般市民が参加できる、参加したくなるようなものにして、好感共感を持ってもらい消防団が身近に感じられるようなものとする。これまで実施されてきた行事は、来賓として消防関係者、行政の関係者ばかりが招待されてきたが、もっと一般市民に見せられるもの、市民が見たいと思うものという視点を導入し、多くの市民が見学に訪れることができるように工夫することは有効である。さらには、市民が参加できるようにする。

③ 消防団機関誌の発行

消防団のPR誌を発行し、消防団の役割等を広報するとともに、多種多様な知識、技能集団であることを積極的にアピールする。消防団員の広報誌は、独自に消防団をアピールする場として検討に値するばかりか、消防団員自らその作成過程に参画することにより、その意識向上にも役立つ。

④ 団員の勤務する事業所への協力依頼

今、消防団員の職業形態はほとんどが被雇用者である。農業の方達も何らかの形で働いている人がほとんどである。そのようななかでは企業から雇用主の消防活動への理解は団員の活動に大きな影響を及ぼす。とりわけ景気の不安定な昨今は、どこの企業も従業員に余裕がなく勤務時間中の消防団活動は極めて困難である。自らが消防団員であることを職場には明かしていないという例さえもある。市は消防団員を雇用している企業に対して消防団の新たな任務を宣伝し、企業も地域社会の一員であり、地域とともに栄えるものであることを理解いただき、その社会的責任として消防団活動への協力を強く要請していくとともに、平成21年1月実施している消防団活動協力表示制度を活用し、協力事業所を拡大することと併せ、消防団活動に協力していることを社会貢献として広報誌等による紹介などの積極的な方策を進める。一方、消

防団員がいることにより、職場での火災はもとより、各種災害が発生した場合、また、救急患者が発生した場合、速やかに対応が可能となることは明らかであり、また通常時も防火管理などにおいて、むしろ防火管理者や危険物取扱者の資格が取れる消防団員が職場においても有用であることを雇用者にアピールすべきである。

⑤ 消防団ホームページの開設

急速に普及したインターネット上にホームページを開設し、活動内容の紹介等広く消防団を宣伝する。また、団員に対しても団行事のお知らせなどの連絡機能を持たせるとともに、書き込みによる団員の生の声の吸い上げにも活用する。

⑥ 幼児教育・学校教育の中での取り組み

子供は消防車、救急車が好きである。小学生の社会見学でも消防署見学が行われる。これらを基盤にして幼稚園、保育所、小学校ではもちろん、中学校、高校でも引き続き将来消防団員となりうる子供たちへの教育の中で、消防団という非常勤で消防業務に携わる人がいることをもっと大きくアピールし、消防署だけでなく消防団についてももっと意識付けしていく。そのためには副読本の作成など教材の整備を行う。

⑦ 地域の行事への参加

地域の中で誰が消防団員であるかということを知民にもっと知らせることが必要である。地区の各種団体の会合、学校行事或いは地区の広報誌などでもっと地元消防団員について広報する機会をもって、顔の見える消防団員を実践する。

5 消防団の再生を期して ～終わりに

21世紀を迎え、消防団に新たな息吹を吹き込むべく本計画を策定した。本計画は本年度から3か年にわたる事業計画を策定しているが、毎年、ローリング方式により見直しを図っていくものである。

今回、名取市民が経験した東日本大震災の記憶を風化させることなく、生命に危機が迫った時、まず初めに対処出来るのは、近くにいる人であること、「遠くの親類より近くの他人」の大切さを自覚し、地域住民そのものである消防団員が十分に活躍できるよう、この組織を守り育てていかなければならない。地域の安全のために、そして自らの安全のために。

消防団活性化事業計画（26～28年度）

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
26	普通救命講習会 (継続)	4(1)① 4(2)②	消防団普及員による指導及び団員の受講	消防署(救急救助) 女性消防隊 各分団
	幼年消防指導 (継続)	4(2)②	入会式における子供たちへの紙芝居、寸劇等による防火指導	女性消防隊 予防課(予防係)
	自主防災組織の育成 (継続)	4(2)④	消防団のない地区に対し、町内会等へ働きかける	市防災安全課、予防課、管轄消防団
	事業企画運営部会の運営 (継続)	4(2)①	前年度を踏まえ、運営部会の意見を団幹部会議に提案する	総務課(総務) 部員18名
	災害情報連絡網の充実 (継続)	4(2)③	全団員に災害情報をEメールにより配信する。Eメール登録の促進を図る。防災同報無線運用	警防課(通信指令) 市防災安全課
	広報、啓発活動の強化 (継続)	4(5)①	市広報誌を活用して、団員の募集や消防団のPRを行う	総務課(総務)
	新、旧服制基準の整備	4(3)④	新服制基準に基づく、新、旧服制(はっぴ等)の整備を図る	総務課(企画管理)
	機能別消防団員の研究	4(1)⑦	特定の活動にのみ参加する団員制度の研究	総務課(総務)
	女性消防団員の拡充 (継続)	4(2)②	団員の1割を目標に女性消防団員の入団促進を図る	総務課(総務)
	消防団再配置の調査研究 (継続)	4(2)⑥	進め方について検討	総務課(企画管理)
	消防団ホームページの編集 (継続)	4(5)③	前年度を踏まえ、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令) 作成員：団員
	資格取得の奨励 (継続)	4(1)⑦	防火管理者、危険物取扱者、ホームヘルパー等	総務課(総務)
	班長以上幹部研修会 (継続)	4(1)⑤	幹部団員として教養を身につけ、併せて相互に交流を図る	総務課(総務)
	消防団員現地教育	4(1)④	未教育団員への基礎教育の実施	総務課(総務)
	消防団員が勤務する事業所への協力依頼 (継続)	4(5)④	団員の勤務する事業所へ文書により消防団活動の協力依頼	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進 (継続)	4(5)④	消防団活動に協力している事業所やその他団体に対して表示証を交付して一層の協力体制の推進を図る	総務課(総務)

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
27	普通救命講習会 (継続)	4(1)① 4(2)②	消防団普及員による指導及び団員の受講	消防署(救急救助) 女性消防隊 各分団
	幼年消防指導 (継続)	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居、寸劇等による防火指導	女性消防隊 予防課(予防係)
	自主防災組織の育成 (継続)	4(2)④	消防団のない地区に対し、町内会等へ働きかける	市防災課、予防課 管轄消防団
	事業企画運営部会の運営 (継続)	4(2)①	前年度を踏まえ、運営部会の意見を団幹部会議に提案する	総務課(総務) 部員18名
	災害情報連絡網の充実 (継続)	4(2)③	全団員に災害情報をEメールにより配信する。Eメール登録の促進を図る。防災同報無線運用	警防課(通信指令) 市防災安全課
	広報、啓発活動の強化 (継続)	4(5)①	市広報誌を活用して、団員の募集や消防団のPRを行う	総務課(総務)
	資格取得の奨励 (継続)	4(1)⑦	防火管理者、危険物取扱者、ホームヘルパー等	総務課(総務)
	機能別消防団員の研究	4(1)⑦	特定の活動にのみ参加する団員制度の研究	総務課(総務)
	女性消防団員の拡充 (継続)	4(2)②	団員の1割を目標に女性消防団員の入団促進を図る	総務課(総務)
	消防団再配置の調査研究 (継続)	4(2)⑥	進め方について検討	総務課(企画管理)
	消防団ホームページの編集 (継続)	4(5)③	前年度を踏まえ、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令) 作成員:団員
	班長以上幹部研修会 (継続)	4(1)⑤	幹部団員として教養を身につけ、併せて相互に交流を図る	総務課(総務)
	消防団員が勤務する事業所への協力依頼 (継続)	4(5)④	団員の勤務する事業所へ文書により消防団活動の協力依頼	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進 (継続)	4(5)④	消防団活動に協力している事業所やその他団体に対して表示証を交付して一層の協力体制の推進を図る	総務課(総務)

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
28	普通救命講習会 (継続)	4(1)① 4(2)②	消防団普及員による指導及び団員の受講	消防署(救急救助) 女性消防隊 各分団
	幼年消防指導 (継続)	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居、寸劇等による防火指導	女性消防隊 予防課(予防係)
	自主防災組織の育成 (継続)	4(2)④	消防団のない地区に対し、町内会等へ働きかける	市防災課、予防課 管轄消防団
	事業企画運営部会の運営 (継続)	4(2)①	前年度を踏まえ、運営部会の意見を団幹部会議に提案する	総務課(総務) 部員18名
	災害情報連絡網の充実 (継続)	4(2)③	全団員に災害情報をEメールにより配信する。Eメール登録の促進を図る。防災同報無線運用	警防課(通信指令) 市防災安全課
	広報、啓発活動の強化 (継続)	4(5)①	市広報誌を活用して、団員の募集や消防団のPRを行う	総務課(総務)
	資格取得の奨励 (継続)	4(1)⑦	防火管理者、危険物取扱者、ホームヘルパー等	総務課(総務)
	機能別消防団員の研究 (継続)	4(1)⑦	特定の活動にのみ参加する団員制度の研究	総務課(総務)
	消防団員現地教育	4(1)④	未教育団員への基礎教育の実施	総務課(総務)
	女性消防団員の拡充 (継続)	4(2)②	団員の1割を目標に女性消防団員の入団促進を図る	総務課(総務)
	消防団再配置の調査研究 (継続)	4(2)⑥	進め方について検討	総務課(企画管理)
	消防団ホームページの編集 (継続)	4(5)③	前年度を踏まえ、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令) 作成員：団員
	班長以上幹部研修会 (継続)	4(1)⑤	幹部団員として教養を身につけ、併せて相互に交流を図る	総務課(総務)
	消防団員が勤務する事業所への協力依頼 (継続)	4(5)④	団員の勤務する事業所へ文書により消防団活動の協力依頼	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進 (継続)	4(5)④	消防団活動に協力している事業所やその他団体に対して表示証を交付して一層の協力体制を図る	総務課(総務)

名取市消防団活性化事業実績 《参考》

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
9	新被服の貸与	4 (3) ④	アポロキャップの採用と旧略帽の廃止	総務警防課
			夏作業服の貸与	
10 ～11	簡易救助器具の整備	4 (3) ②	ジャッキ、バール、ノコギリなどを分団各部に配置	総務警防課
1 ～12	消防車両積載車化の推進	4 (3)	平成 1 年より小型ポンプ積載車の導入を開始し、平成 12 年度で全ての消防団ポンプを積載車化に完了	総務警防課
3 ～13	拠点施設の整備	4 (3) ①	平成 3 年度より団員詰所の公設を開始、平成 13 年度で全ての施設を完了	総務警防課
12 ～13	災害情報連絡網の整備	4 (2) ③	ポケットベルの整備。班長以上に配布し、緊急時の連絡体制を整えた	総務警防課
13	普通救命講習、普及員講習	4 (1) ①	団員に対する普通救命講習を実施。さらに女性消防隊員に普及員の資格を取得させ団員のみならず普通救命講習の講師として活動	消防署 女性消防隊
13	行事訓練検討委員会	4 (1) ⑥	平成 13 年に班長 12 名で設立 6 回の会議を持ち、操法指導会連合演習、出初式等に関し団長へ提言を行った	総務警防課 団班長 1 2 名
14	安全装備品の活用	4 (3) ⑤	投光機の整備 6 基	総務警防課
14	女性消防隊用査察車整備	4 (2) ②	女性消防隊が査察時に使用する車両を整備（寄贈）	総務警防課
14 ～16	ホームページ開設	4 (5) ⑤	消防団ホームページの開設	総務警防課
14 ～16	幼年消防指導	4 (2) ②	入会時における子供たちへ紙芝居、寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
16	定年制等検討	4 (2) ⑤	定年制、任期、団長選任方法を検討し申し合わせ事項として纏める	総務課
	事業所協力依頼	4 (3) ④	団活動に対する勤務先への協力依頼	総務課
	消防団現地教育	4 (1) ④	未教育受講団員への教育の実施	総務課 県消防学校

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
17	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
	消防団員定年制実施	4(2)⑤	定年制、任期期間、団長選任方法等の申し合わせ事項により実施	総務課
	災害情報連絡網の整備	4(2)③	Eメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整えた	警防課
18	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	行事企画運営委員会の検討	4(2)① 4(5)②	設置に向けて事前説明会を行い団幹部会議に諮り設置することで決する	総務課（総務）
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	団班長以上に災害情報をEメールで配信する	警防課（通信指令）
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課（総務）
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課（通信指令）、団員
班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る	総務課（総務）	
19	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊

年度	事業名	計 画	内 容	方法及び担当
19	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	消防団事業企画運営部会の設置	4(2)①	部員18名により設置、消防団行事等について審議結果を、幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	災害情報連絡網の整備	4(2)③	携帯電話のEメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整える	警防課(通信指令)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(災害初動対応マニュアルについて研修)	総務課(総務) 警防課
	消防団員が勤務する事業所への協力依頼	4(3)④	団員の勤務する事業所へ文書により消防団活動の理解と協力を依頼	総務課(総務)
	消防団現地教育	4(1)④	未教育受講団員への教育の実施 隔年ごとに実施(50名受講)	総務課 県消防学校
消防団協力事業所表示制度の推進	4(2)①	消防団協力事業所に対する表示証の交付に係る実施要綱等の整備作業	総務課(総務)	
20	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯電話のEメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整える	警防課(通信指令)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員

20	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(岩手・宮城内陸地震の災害活動について研修)	総務課(総務) 警防課
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	緊急自動車安全運転研修	4(1)⑤	全分団に実施、緊急走行時の安全運転の知識を習得させ技術の向上を図る(206名参加)	総務課(総務)
	消防団員が勤務する事業所への協力依頼	4(5)④	団員の勤務する事業所へ文書により消防団活動の理解と協力を依頼	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	平成21年1月1日実施要綱制定し消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(8事業所に交付)	総務課(総務)
	新被服の貸与	4(3)④	旧冬・夏作業服を廃止し、服制基準に基づき新活動服を貸与(21年出初式で披露)	総務課(企画管理)
21	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯電話のEメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整える	警防課(通信指令)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
消防団現地教育	4(1)④	未教育受講団員への教育の実施隔年ごとに実施(39名受講)	総務課 県消防学校	

21	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(団員福祉共済制度について研修)	総務課(総務) 警防課
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(4業所に交付)	総務課(総務)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への消防積載車を高館第5部へ配備	警防課(消防)
22	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居寸劇等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯電話のEメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整える	警防課(通信指令)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
	消防団現地教育	4(1)④	未教育受講団員への教育の実施 隔年ごとに実施(39名受講)	総務課 県消防学校
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(団員福祉共済制度について研修)	総務課(総務) 警防課
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(4業所に交付)	総務課(総務)
23	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊

23	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する	総務課(総務) 部員18名
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯電話のEメールの整備を行い、緊急時の連絡体制を整える	警防課(通信指令)
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(東日本大震災活動報告についての研修)	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(2業所に交付)	総務課(総務)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の災害復旧に伴い、分団への小型動力ポンプ付積載車を閑上第5部・下増田第4部へ配備	警防課(消防)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への救助資器材搭載型積載車を高館第6部へ配備	警防課(消防)
24	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯電話によるEメールの整備・携帯型デジタル簡易無線機及び車両へのデジタル無線機の整備	警防課(通信指令) 市防災安全課
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
消防団現地教育	4(1)④	未教育受講団員への教育の実施 隔年ごとに実施(34名受講)	総務課(総務) 県消防学校	

24	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(地震と津波への防災対策について研修)	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(4業所に交付)	総務課(総務)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への救助資器材搭載型積載車を愛島第2部・館腰第3部へ配備	警防課(消防)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	夜間災害活動用として、発電機4台 反射チョッキ 126 着・投光機4式 ヘッドライト 365 個	警防課(消防)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	水害用救助活動用として、ライフジャケット 111 着配置・ゴムボート6台・浮輪 37 個・フローティングロープ	警防課(消防)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	ライフジャケット 43 着沿岸地区担当部に配備(津波警報等による避難誘導及び広報活動用)	警防課(消防)
25	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯型デジタル簡易無線機の増設及び団幹部へのデジタル携帯無線機の整備	警防課(通信指令)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。(大規模災害にたいするこれからの防災の取り組みについて) 気象警報発令により中止	総務課(総務)

25	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(11業所に交付)	総務課(総務)
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への小型動力ポンプ付積載車を高館第3部・愛島第3部へ配備	警防課(消防)
26	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	災害情報連絡網の充実	4(2)③	携帯型デジタル簡易無線機の増設及び団幹部へのデジタル携帯無線機の整備	警防課(通信指令)
	拠点施設の整備	4(3)①	下増田分団水防倉庫及び下増田第4部車庫災害復旧による整備 館腰分団第3部車庫詰所の移転整備	総務課(企画管理)
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員のいない地区にポスター等を活用して団員募集の啓発を図る	総務課(総務)
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員18名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する(2回開催)	総務課(総務) 部員18名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	前年度を踏まえて、ホームページの編集を行う	警防課(通信指令)、団員
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。	総務課(総務)
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る(13業所に交付)	総務課(総務)
安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への小型動力ポンプ付積載車を館腰分団第4部・第5部へ配備	警防課(消防)	
安全装備品の整備	4(3)⑤	水害時の消防活動用としてライフジャケット123着各分団に配備(水害等による避難誘導及び広報活動用)	警防課(消防)	

27	普通救命講習	4(1)① 4(2)②	団員に対する普通救命講習を実施。 また、女性消防隊による普通救命講習の指導員として活動	消防署 女性消防隊
	幼年消防指導	4(2)②	入会時における子供たちへの紙芝居等による防火指導	予防課 女性消防隊
	自主防災組織の育成	4(2)④	市内各地の自主防災組織の設立に対し、出前講座や消防訓練を指導	市防災安全課 予防課 消防団
	広報、啓発活動の強化	4(5)①	消防団員募集についてポスターやチラシを各公民館経由で配布、掲示依頼、なとらじ 801 での勧誘放送、広報なとりに記事掲載し、啓発を図る	総務課（総務）
	消防団事業企画運営部会	4(2)①	部員 18 名により消防団行事等について審議し、結果を幹部会議に報告する（3 回開催）	総務課（総務） 部員 18 名
	消防団ホームページの編集	4(5)③	ホームページ検討委員会を定期的に行い、編集を行う	警防課（通信指令）、団員
	班長以上幹部研修会	4(1)⑤	幹部団員とし教養を身につけ、併せて交流を図る。	総務課（総務）
	消防団協力事業所表示制度の推進	4(5)④	消防団活動に対する協力事業所等に表示証を交付し、協力事業所等との協力体制と地域の防災体制の充実を図る（13 業所に交付）	総務課（総務）
	安全装備品の整備	4(3)⑤	積載車の更新に伴い、分団への小型動力ポンプ付積載車を愛島分団第 5 部・下増田分団第 5 部へ配備 水害時の消防活動用としてライフジャケットを全団員分配備完了 対切創性手袋全団員に貸与	警防課（消防）
	新被服の貸与	4(3)④	各分団から強い要望のあった防寒ジャンパーを全団員に貸与	総務課（企画管理）
	みやぎ消防団応援プロジェクト事業の開始		宮城県が主導となり、消防団員確保の施策として県内事業所に働きかけ「消防団応援の店」として協力をもらい消防団カードを提示すれば割引等が受けられる制度が開始（名取市は現在 6 店舗協賛）	総務課（総務）
女性消防団入団キャンペーンの開始		12 月末日まで女性消防団員として入団した方には協賛企業から記念品が贈呈される	総務課（総務）	

《現況資料編》

1 名取市の概要

本市は、宮城県ほぼ中央に位置し、北側を仙台市、南側を岩沼市、西側を村田町と隣接し、東側に太平洋を臨む。

市域面積は、98.17 km²で、東西 13 km、南北 8 kmと東西に細長く、地形的な特徴から丘陵部、平野部、海浜部に大きく区分される。

丘陵部は、一部県自然環境保全地域、緑地環境保全地域に指定されていることから、自然環境に恵まれ、北部と南部に潤いのある新市街地は形成されている。

平野部は、南北幹線道路となる国道 4 号線、J R 東北本線、仙台空港アクセス鉄道に沿って中心市街地が形成され、中心市街地を囲むように優良な農地が広がっている。

海浜部は、貞山運河、閑上海岸等の水辺に親しめる空間とともに、閑上漁港や年間約 300 万人が利用する東北の空の玄関口である仙台空港を有する。

また、丘陵部側に東北縦貫自動車道、仙台南部道路が通過し、その仙台南 I C、山田 I C が近接し、平野部には仙台東部道路名取 I C、仙台空港 I C が整備されているほか、国道 4 号線、J R 東北本線、仙台空港アクセス鉄道、東北新幹線が市域を縦断しており、広域交通網が充実されている。

全域が仙塩都市計画区域にあり、市街化区域は中心市街地である増田、名取が丘地区等の一帯と閑上地区、新市街地の形成による丘陵部の相互台、那智が丘、みどり台、愛島台、愛島東部地区、閑下、下増田の一部が指定されている。また、海や山といった自然環境だけでなく、歴史、文化面においても雷神山古墳、実方中將の墓などに代表される歴史、文化遺産などの様々な歴史資源にも恵まれている。

2 消防団の現況

(1) 名取市消防団の沿革

明治 27 年 5 月 1 日	増田町消防組設置
明治 27 年 9 月 1 日	館腰村消防組設置 愛島村消防組設置
明治 30 年 4 月 1 日	東多賀村（その後の閑上町）消防組設置
大正 13 年	下増田村消防組設置 高館村消防組設置
昭和 14 年 4 月 1 日	各消防組、警防団に改組
昭和 22 年 8 月 22 日	各警防団、消防団に改組
昭和 30 年 4 月 1 日	町村合併により名取町消防団発足（定員 766 名）
昭和 33 年 10 月 1 日	市政施行により名取市消防団発足
昭和 34 年 10 月 31 日	消防団常備部設置（非常備定員 530 名）
昭和 41 年 4 月 1 日	消防本部設置（非常備定員 480 名）
昭和 61 年 8 月 5 日	8・5 集中豪雨
平成 6 年 9 月 22 日	9・22 集中豪雨
平成 8 年 2 月	女性消防団員任命（10 名）
平成 12 年 3 月	消防団活性化検討委員会報告
平成 13 年 4 月	消防団活性化計画策定
平成 17 年 1 月	消防団申し合わせ事項策定
平成 17 年 4 月	名取市消防団ホームページ開設
平成 19 年 4 月 1 日	名取市消防団事業企画検討運営部会設置
平成 21 年 1 月 1 日	名取市消防団協力事業所表示制度発足
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災

(2) 名取市消防団の組織の概要（組織図：平成 28 年 4 月 1 日現在）

団 長(1名)——副団長(2名)	—	増田分団 (7部)	85名
	—	関上分団 (9部)	61名
	—	下増田分団 (5部)	50名
	—	館腰分団 (5部)	54名
	—	愛島分団 (5部)	58名
	—	高館分団 (6部)	68名
	—	ラッパ隊	(8名兼務)
	—	女性消防隊 (1隊)	16名
			計 397名

(3) 消防団員の推移 (平成 28 年 4 月 1 日)

(単位：人)

年 次	実団員数	内 訳		人 口	団員一人当たりの人口	
		男 性	女 性		全団員	男性のみ
2	462	462	0	53,643	116.11	
3	455	455	0	55,288	121.51	
4	460	460	0	57,097	124.12	
5	456	456	0	58,830	129.01	
6	470	460	10	60,731	129.21	132.02
7	465	455	10	61,812	132.92	135.85
8	468	458	10	63,213	135.07	138.01
9	470	460	10	64,135	136.45	139.42
10	466	456	10	64,932	139.33	142.39
11	455	445	10	65,905	144.84	148.10
12	459	450	9	66,319	144.48	147.37
13	464	446	18	67,119	114.65	150.49
14	464	446	18	67,528	145.53	151.40
15	467	449	18	68,019	145.65	151.49
16	461	444	17	68,260	148.07	153.74
17	452	433	19	68,089	150.63	157.24
18	459	440	19	68,598	149.45	155.90
19	455	437	18	69,389	152.50	158.78
20	454	436	18	70,175	154.57	160.95
21	463	445	18	70,880	153.08	159.28
22	473	455	18	72,380	153.02	159.08
23	453	435	18	72,616	160.30	166.93
24	446	428	18	72,136	161.74	168.54
25	438	420	18	73,165	167.04	174.20
26	426	408	18	75,020	176.10	183.87
27	398	379	19	76,312	191.74	201.35
28	397	381	16	77,023	194.01	202.16

(4) 消防団員の年齢構成 (平成 28 年 4 月 1 日)

年齢 区分	20歳 未満	20歳 ～29歳	30歳 ～39歳	40歳 ～49歳	50歳 ～59歳	60歳 以上	合 計
団員数(人)	0	17	108	151	100	21	397
構成比率(%)	0	4.28	27.20	38.03	25.19	5.29	100

(5) 消防機械等の保有状況（平成28年4月1日）

分 団 名	増田	閑上	下増田	館腰	愛島	高館	合計
車庫・詰め所(棟)	2	4	1	3	3	3	16
車庫(棟)	5	4	3	2	2	3	14
水防倉庫(棟)	1			1	1	1	4
小型動力ポンプ積載車	7	5	5	5	5	6	33
背負式消火水囊(基)		8	11	4	25	34	82
救命胴衣(着)	86	61	50	53	58	69	377
簡易救助器具(式)	7	5	4	5	5	6	32
投光機一式	3	3	3	4	5	4	22

(6) 消防団の出場状況（平成27年度中）

区 分	火 災	風水害	救 助	特別警戒	演習訓練	その他	合 計
出場回数(回)	12	4	0	451	45	12	524
延べ人員(人)	140	172	0	1,431	1,355	682	3,780

(7) 消防団の活動状況

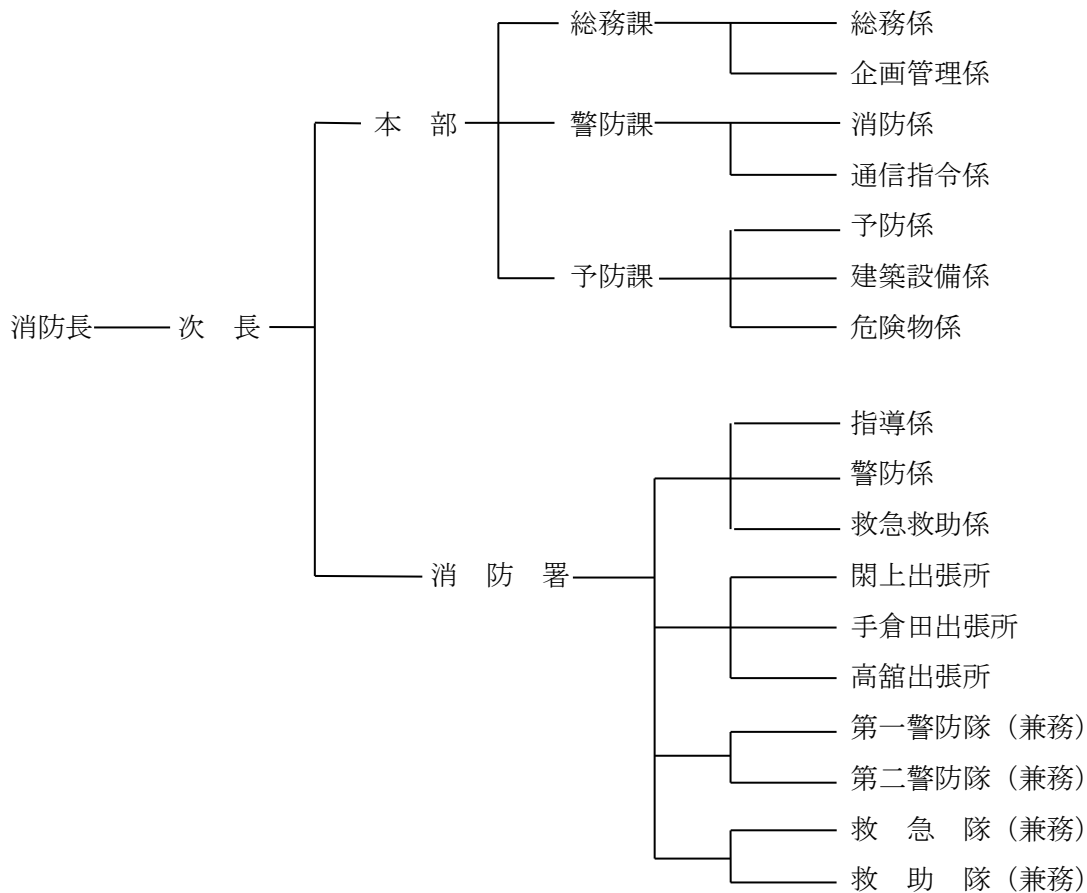
- ① 火災、風水害、地震、林野火災等の災害現場活動
- ② 消防ポンプ操法指導会、消防出初式、消防団班長以上幹部研修会、消防団災害出動研修会
- ③ 消防団幹部による先進地視察研修
- ④ 連合演習訓練（2市合同実施）
- ⑤ 水防技術講習（4市3町合同）
- ⑥ 火災予防週間に地区の協力団体と各家庭への防火活動及び市内全域にわたり随時警戒活動
- ⑦ 女性消防隊による普通救命講習指導、高齢者宅防火訪問

(8) 消防団員の処遇状況

（単位：円）

区 分	金 額	区 分	金 額
団 長	年額 277,000	団 員	年額 56,000
副団長	年額 211,000	ラッパ隊員手当	年額 4,500
分団長	年額 184,000	機関員手当	年額 3,700
副分団長	年額 118,000	災害出動手当（火災、 風水害、警戒）	1回当 3,000
部 長	年額 86,000		（5時間超 6,000）
班 長	年額 59,000	出動手当（訓練）	1回当 3,000

3 常備消防の状況



名取市消防本部

名取市増田五丁目 18 番 32 号

名取市消防署

名取市増田五丁目 18 番 32 号

” 閑上出張所 (東日本大震災により本署内にて業務)

” 手倉田出張所 名取市手倉田字諏訪 559 番地の 2

” 高館出張所 名取市高館熊野堂字五反田山 11 番地の 150

《装備》 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

種 類	台 数
消防ポンプ自動車	2
水槽付消防ポンプ車 (泡混合装置付)	4 (3)
化学消防ポンプ自動車 (泡混合装置付)	1 (1)
小型動力ポンプ付大型水槽車 (水 5 t 積載)	1
救助工作車	1
高規格救急自動車 (予備車)	4 (1)
指令車	1
資機材搬送車	1
広報車	1
査察車	2
人員搬送車	1
防災車	1